

「日本船舶・船員確保計画」の認定制度 & 船員計画雇用促進等助成金の手引き

国内貨物輸送の約3分の1を担う内航海運や国内航空を上回る年間延べ1億人が利用する国内海上旅客輸送にとって内航船員は不可欠の存在です。

現在高齢化が著しく、今後大量の定年退職者の発生が予想されることから、将来の船員不足が懸念されています。

このため、海運事業者が自ら将来の船員の確保・育成等のための計画（日本船舶・船員確保計画）を作成し、この計画に基づいて実施される取り組みを支援する制度が平成20年度に創設されました。

“船員の計画的な確保・育成”に取り組む内航海運事業者を支援します。

平成25年度計画開始申請用



**国土交通省
海事局海事人材政策課**

「日本船舶・船員確保計画」の認定制度の概要

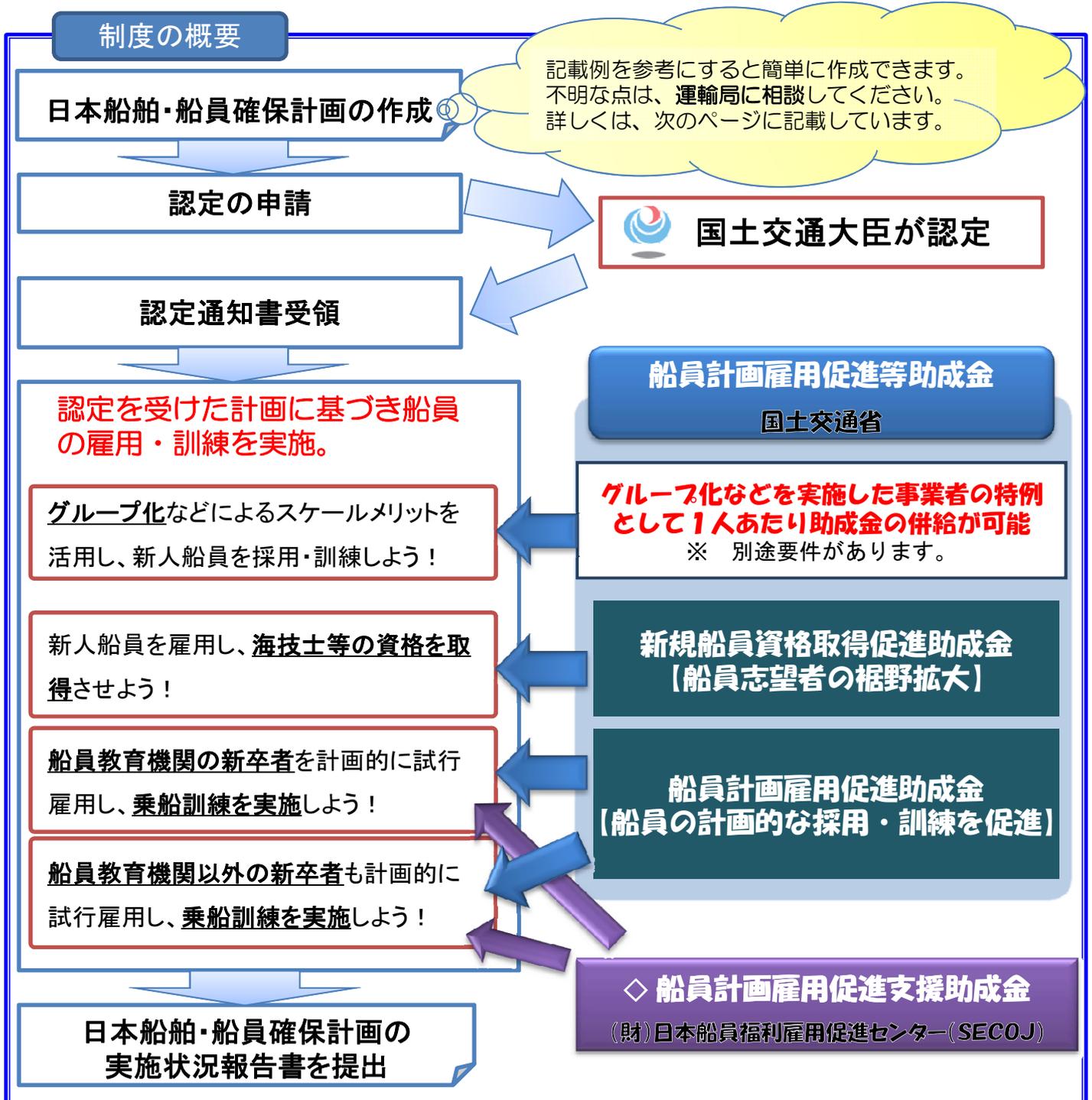
◆「改正海上運送法」とは

「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」（以下、改正海上運送法）が平成20年5月30日成立、同年7月17日に施行されました。

この法律は、船員の採用及び訓練を計画的に実施することにより、「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者が積極的に行う船員の確保・育成等事業に対し、支援措置等を講ずること等を定めたものです。

◆「日本船舶・船員確保計画」の認定制度とは

「日本船舶・船員確保計画」の認定制度は、事業者が自ら積極的に将来の船員の確保・育成等のための計画（日本船舶・船員確保計画）を作成し、認定申請し、国等からの助成金等の支援措置を受けながら同計画を実施することにより、船員の確保・育成等を図る制度を推進するものです。



● 「日本船舶・船員確保計画」の認定までの流れ



日本船舶・船員確保計画の申請書の入手

入手先：<http://www.mlit.go.jp/maritime/mhr/index2.html>
又は地方運輸局等の船員労政課



日本船舶・船員確保計画の作成

記載方法等については、管轄地方運輸局等（主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等の船員労政課）にご相談ください。

日本船舶・船員確保計画の申請に必要な書類の添付

申請には次の書類を添付する必要があります。

＜法人の場合＞

- 定款
- 登記事項証明書
- 事業報告（最新年度のもの）
- 貸借対照表（ 〃 ）
- 損益計算書（ 〃 ）

＜個人の場合＞

- 戸籍抄本
- 資産調書

地方運輸局等に申請

- ・ 申請書は、所轄地方運輸局等に正本及び副本にそれぞれ添付書類を添えて提出してください。
- ・ 申請書の提出期限は、計画期間の開始の日の1ヶ月前（3/1）までです。
- ・ 船員派遣事業の見なし許可を受けようとする場合は、提出期限が異なりますので、別途地方運輸局等にご相談ください。



国土交通大臣の認定

日本船舶・船員確保計画の認定通知書の受領

※国土交通大臣に認定された場合は、認定通知書に日本船舶・船員確保計画の認定申請書（副本）及びその添付書類が添付され、通知されます。

● 「日本船舶・船員確保計画」の申請書の作成 (1)

- ・認定申請書(様式)は、Microsoft Excel(97-2003Book)で作成しています。
- ・黄色のセルに必要事項を入力していただくと簡単に作成できます。

第一号様式(第1条)

日本船舶・船員確保計画の認定申請書

平成25年度より計画を開始する場合は、平成25年3月1日までに申請します。

平成24年2月28日

国土交通大臣 殿

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名又は名称 ABC海運株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 国交 太郎 印

海上運送法第35条第1項の規定により、下記の日本船舶・船員確保計画の認定を申請します。

記

計画に係る全般的な事項を記載してください。計画を作成する背景や、計画で実施する内容、計画で実現したい状態等を踏まえ自由に記載していただいてもかまいません。

1. 日本船舶及び船員の確保の目標

本計画では、計画期間中において以下の事項を達成することを目標とする。

新規供給源から船員を計画的に採用し、採用後に事業内容に応じて必要な訓練を計画的に実施する。退職予定船員数や予備船員数の状況等を踏まえ、事業を円滑に実施するため、船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者を計画的に採用し、採用後に上級海技士資格の取得及びその他の訓練を計画的に実施する。また、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者を計画的に採用し、これらの者が業務に従事する上で必要となる資格の取得のための訓練を計画的に実施する。さらにグループ化を通じて、船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者を計画的に採用し、かつ、採用後に訓練を計画的に実施する。

注1. 日本船舶・船員確保計画の実施を通じて、計画期間の最終年度までに達成しようとする目標について記載して下さい。

2. 計画期間

5年間 (平成 24 年4月1日から平成 29 年3月31日まで)

計画期間は、3年間、4年間又は5年間のいずれかとなります。

3. 日本船舶・船員確保計画の認定により受けようとする支援措置

- 新規船員資格取得促進助成金
- 船員計画雇用促進助成金

希望する支援措置の欄に○をしてください。
なお、船員派遣事業のみなし許可を希望する場合は、別途地方運輸局までご相談ください。

「日本船舶・船員確保計画」の申請書の作成 (2)

日本船舶の確保には、申請者が所有、借受又は管理する全ての船舶を記載してください。
※ 船員派遣による派遣先の船舶は対象外です。

4. 日本船舶及び船員の確保の内容

(1) 日本船舶(雇用船員が乗り組む船舶であって、船員法の適用を受ける船舶をいう。以下同じ。)の確保

① 計画の概要

		申請日	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
自社船	隻数	1隻	1隻	1隻	1隻	1隻	1隻
	総トン数	699t	699t	699t	699t	699t	699t
借受船舶	隻数	2隻	2隻	2隻	2隻	2隻	2隻
	総トン数	749t 499t	749t 499t	749t 499t	749t 499t	749t 499t	749t 499t
管理船舶	隻数	2隻	2隻	4隻	5隻	5隻	5隻
	総トン数	199t×2	199t×2	199t×3 238t×1	199t×3 238t×1 598t×1	199t×3 238t×1 598t×1	199t×3 238t×1 598t×1

計画期間中に船舶の増減が見込まれない場合は、現在の船舶数を計画期間を通して記載してください。

2隻以上の場合は、それぞれの船舶の総トン数を列挙してください。

- 注1. 総トン数は所有、借受又は管理する船舶ごとに記載し、船舶が複数ある場合には、総トン数別を列挙して下さい。
- 注2. 上記表中、借受船舶は裸備船にて自社雇用船員を乗り組ませている船舶、管理船舶は船舶の保守・管理、船員の配乗を一括して行っている船舶につき記載して下さい。
- 注3. 上記表を別添として提出しても結構です。また、上記項目が網羅されている場合には、既存資料を使用して結構です。

② 申請日において所有し、貸渡しを受け、又は管理している日本船舶の一覧

船名	△△丸	△△丸	△△丸	△△丸	△△丸
船種	油送船	油送船	油送船	ケミカルタンカー	一般貨物船
総トン数	699t	749t	499t	199t	199t
主な航路	瀬戸内近辺	北海道～京浜	千葉～水島	東京湾内	大阪～九州
主な貨物	白油	黒油	黒油	ケミカル製品	鋼材
裸用船/受託元	—	〇〇社	〇〇社	□□社	△△社
裸用船/管理契約の種類	—	裸用船	裸用船	船舶管理	船舶管理
裸用船/管理期間	—	H20.4～ H25.3 (5年間)	H21.4～ H26.3 (5年間)	H22.4～ H26.3 (4年間)	H23.4～ H24.3 (1年間)
船舶所有者 (登記簿上の船舶所有者)	自社	〇〇社	〇〇社	△△社	〇〇社

- 注1. 上記表には、①の表の申請日の欄に記載した日本船舶について記載して下さい。
- 注2. 上記表を別添として提出しても結構です。また、上記項目が網羅されている場合には、既存資料を使用していただいて結構です。

「日本船舶・船員確保計画」の申請書の作成 (3)

(2) 船員の確保

① 船員の確保に関する基本的方針

- ・部員として一般高校を卒業した者を○人採用し、海技士資格の取得及びその他の訓練を実施する。
- ・○年間で退職自衛官を○人採用する。
- ・○年間で新卒の女性を運航要員として○人採用し、上級の海技士資格の取得その他の訓練を実施する。
- ・定年退職予定者が○年後に○人いるため、将来に備え○年目から新人船員を○名採用する。また、採用した船員に対し、上級資格の取得、タンカー研修や無線関係の研修等を受講させる。

② 船員の確保に関する計画の概要

		申請日	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
雇用船員数	乗組船員	30 (0)	30 (0)	33 (2)	33 (2)	33 (3)	36 (3)
	予備船員	7 (0)	7 (0)	8 (0)	10 (0)	10 (0)	9 (0)
	計	37 (0)	37 (0)	41 (2)	43 (2)	43 (3)	45 (3)

- 注1. 各期については、各期末時点(3月末)の予定船員数を記載して下さい。
 注2. 女性船員については、当該女性船員数を内数で括弧に記載して下さい。
 注3. 他社へ在籍出向中の者は、雇用船員数には含まない。

新規採用する船員を含めた全ての雇用船員について、乗組船員及び予備船員に区分して記載してください。
 ※派遣船員は派遣元で記載。
 採用・退職の計画による増減を適切に反映してください。

③ 採用予定船員の確保に関する計画の概要及び退職予定船員の概要

船員数		計画年度	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
採用予定船員数	船員としての経験を有する者		3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
	船員としての経験がない者	船員教育機関を卒業した者	2 (0)	2 (2)	2 (0)	2 (1)	2 (0)
		船員教育機関を卒業した者以外の者	2 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		一般高校卒業生	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		水産高校卒業生	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		退職自衛官	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計		4 (0)	5 (2)	3 (0)	2 (1)	2 (0)
	合計		7 (0)	8 (2)	6 (0)	5 (1)	5 (0)
	退職予定船員数			7 (0)	4 (0)	8 (0)	5 (0)

- 注1. 女性であって船員になろうとする者を採用する場合は、当該女性船員数を内数で括弧に記載して下さい。

採用計画は、実現可能な範囲で作成してください。
 正当な理由なく、認定計画に従った事業を行っていない場合は、勧告や認定の取り消しが行われることがあります。

● 「日本船舶・船員確保計画」の申請書の作成 (4)

(3) 船員の育成

① 訓練計画の概要

1) 船員としての経験がない者であって船員教育機関を卒業した者の訓練計画の概要

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
第1期採用者	海上技術学校卒 (2名)	新人乗船訓練(6ヶ月、自社)	操船シミュレータ訓練(1日、海大)			
第2期採用者	海上技術学校卒 (2名)		新人乗船訓練(6ヶ月、自社)	操船シミュレータ訓練(1日、海大)		
第3期採用者	海上技術学校卒 (2名)			新人乗船訓練(6ヶ月、自社)	操船シミュレータ訓練(1日、海大)	
第4期採用者	海上技術学校卒 (2名)				新人乗船訓練(6ヶ月、自社)	操船シミュレータ訓練(1日、海大)
第5期採用者	海上技術学校卒 (2名)					新人乗船訓練(6ヶ月、自社)

注1. 訓練の項目を記載する際には、訓練対象船員が計画年度の第何期に採用され、どのような属性を持つ船員であるかが明らかになるように記載して下さい。訓練の項目ごとに、訓練の期間、訓練の実施主体を記載して下さい。

2. 訓練計画の記載に当たっては、計画期間を通じ、訓練対象船員の属性に応じて計画的にキャリアアップが図られるよう考慮して下さい。

2) 船員としての経験がない者であって船員教育機関を卒業した者以外の訓練計画の概要

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
第1期採用者	一般高校卒 (2名)	6級海技士取得(3.5月 海大)	新人乗船訓練(6ヶ月、自社)			
第2期採用者	水産高校卒 (3名)		新人乗船訓練(6ヶ月、自社)	操船シミュレータ訓練(1日、海大)		
第3期採用者	退職自衛官 (1名)			6級海技士取得(3.5月 海大)	新人乗船訓練(6ヶ月、自社)	操船シミュレータ訓練(1日、海大)
第4期採用者						
第5期採用者						

注1. 訓練の項目を記載する際には、訓練対象船員が計画年度の第何期に採用され、どのような属性を持つ船員であるかが明らかになるように記載して下さい。訓練の項目ごとに、訓練の期間、訓練の実施主体を記載して下さい。

2. 訓練計画の記載に当たっては、計画期間を通じ、訓練対象船員の属性に応じて計画的にキャリアアップが図られるよう考慮して下さい。

● 「日本船舶・船員確保計画」の申請書の作成 (5)

5. 日本船舶及び船員の確保の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	項目	積算	資金の額	調達方法
第1期	新人乗船訓練費	(@2,000×2人)	4,000	自己資金
	6級海技士取得	(@300×2人)	600	自己資金
第2期	新人乗船訓練費	(@2,000×7人)	14,000	自己資金
	操船シミュレータ訓練	(@50×2人)	250	自己資金
第3期	新人乗船訓練費	(@2,000×2人)	4,000	自己資金
	6級海技士取得	(@300×1人)	300	自己資金
	操船シミュレータ訓練	(@50×5人)	250	自己資金
第4期	新人乗船訓練費	(@2,000×3人)	6,000	自己資金
	操船シミュレータ訓練	(@50×2人)	100	自己資金
第5期	新人乗船訓練費	(@2,000×2人)	4,000	自己資金
	操船シミュレータ訓練	(@50×2人)	100	自己資金
合計			33,600	

注1. 認定申請時に、第2期以降の計画について定めることが困難な場合は記載を省略することができます。この場合、それぞれの計画年度の開始1ヶ月前までに当該部分の計画を提出して下さい。

6. 日本船舶・船員確保計画の実施に当たって特に留意すべき事項

- ① 他の海運事業者が所有する日本船舶について、当該事業者から委託を受けて管理を行っており、申請者が自ら雇用する船員を当該船舶に乗り組ませている場合、下記の事項を記載して下さい。

1) 受託管理の概要	・〇社の所有する〇〇丸、△△者の所有する△△丸及び□□社の所有する□□丸を船舶管理契約に基づき受託管理を行っている。
2) 雇用船員の管理船舶への配乗の概要	・自社の雇用船員37名のうち、管理船舶へは10名配乗している。 ・〇〇丸 職員2人、部員1人 ・△△丸 職員1人 ・□□丸 職員3人、部員3人
3) 2)の雇用船員につき訓練を行っている場合、訓練の概要	・管理船舶へ配乗している15名の雇用船員に対して、乗船訓練及び座学実習を主として船種の変更に伴う場合等を実施している。

注1. 上記表中1)には、受託管理を行っている管理船舶の隻数、管理船舶の所有者、管理契約の種別等につき記載して下さい。

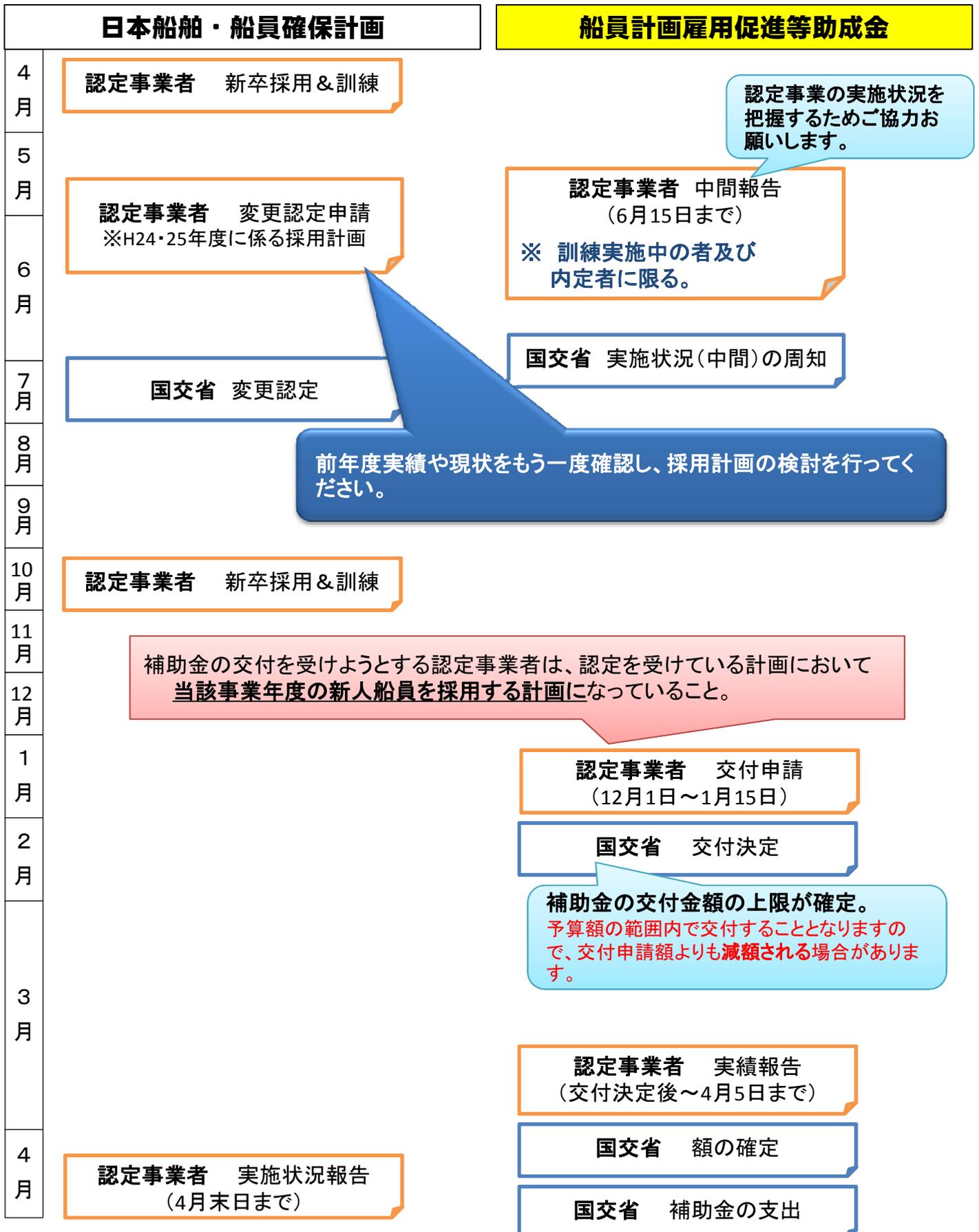
2. 上記表中2)には、他社の中小海運事業者が所有する船舶につき、委託を受けて管理している場合、自社の雇用船員を何名配乗しているか等につき記載して下さい。

- ② ①において、内航海運事業者のグループ化を行っている場合、下記の事項を記載してください。

1) グループ会社の概要	・グループの中核的事業者:〇〇株式会社 ・その他:〇〇支社、〇〇株式会社
2) グループ化の形態	・船舶所有者から裸用船し、船員の配乗業務を行い、オペレーター又はオーナーへ定期用船するもの
3) 業務内容	・保守管理、安全支援、船員の雇用、船員派遣、船員の教育訓練、船舶管理コンサルティング
4) グループ設立経緯	・当社は〇〇タンカー会社、〇〇海運、〇〇海運、〇〇油送船の4社により2005年に設立したが、2007年に〇〇タンカー株式会社の子会社となり、その際社名変更した船舶管理会社である。グループ船主の船員不足、安全面等への支援を目的としている。

● 計画の認定後から助成金の交付までの手続き等

認定事業者が助成金の支給を受ける場合は、次のようなスケジュールとなります。



認定事業の実施状況を把握するためご協力をお願いします。

前年度実績や現状をもう一度確認し、採用計画の検討を行ってください。

補助金の交付を受けようとする認定事業者は、認定を受けている計画において
当該事業年度の新人船員を採用する計画になっていること。

補助金の交付金額の上限が確定。
予算額の範囲内で交付することとなりますので、
交付申請額よりも減額される場合があります。

● 助成金の交付までの流れ



助成金に関する書類を入手

入手先：<http://www.mlit.go.jp/maritime/mhr/index2.html>
又は最寄りの地方運輸局等の船員労政課

6月

中間報告書の作成

作成方法等は、次ページ以降に記載。

次年1月中旬

船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書の作成

作成方法等は、次ページ以降に記載。

次年1月末～2月初旬



船員雇用促進対策事業費補助金交付決定通知

※ 本年度の事業に対する補助金の交付金額の上限が決定。

交付決定後～4月5日まで

補助事業実績報告書 & 関係書類の作成

作成方法等は、次ページ以降に記載。

4月



補助金の額の確定通知 & 補助金の入金

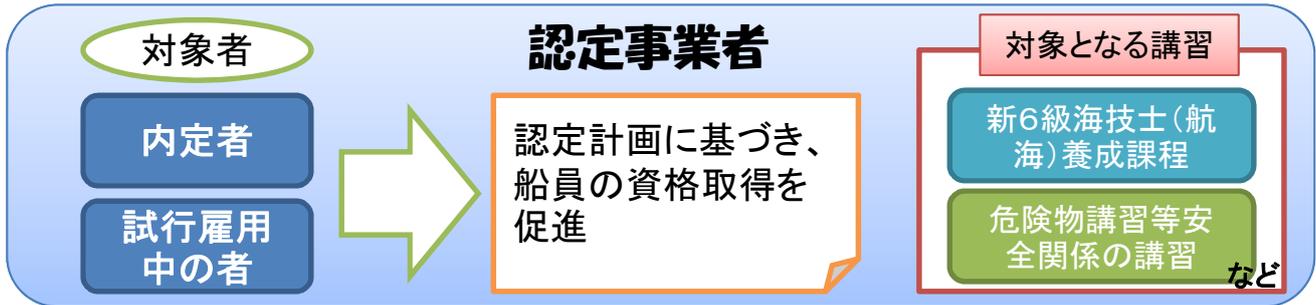
※ 交付決定された事業に対して支払われる補助金の額が確定し、指定された口座に入金されます。

● 助成金の内容について

助成金の種類は次の2種類で、対象者1人当たりいずれかの助成金を受けることができます。

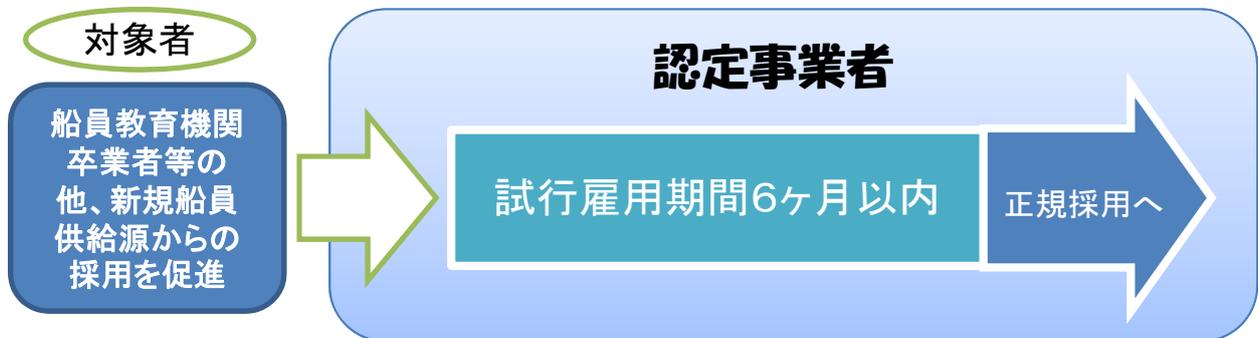
新規船員資格取得促進助成金

一般高卒者への裾野拡大等に積極的に取り組む認定事業者が、**内定者又は試行雇用者**に必要な資格を取得させるための講習を受講させた場合に、その費用の一部が助成されます。



船員計画雇用促進助成金

船員未経験者を計画的に採用し、効果的な訓練を実施する事業者を支援するため、船員を一定期間試行的に雇用する認定事業者に助成金が支給されます。



<グループ化の推進及び新規供給源からの採用促進のための特例>

次の要件に該当する場合は、対象者1人当たり両方の助成金を受けることができます。

- ① 認定事業者は、管理船舶3隻以上又は雇用船員20人以上であること。
- ② 新規資格取得促進助成金の対象資格は、6級海技士(航海)に限ります。
- ③ 船員計画雇用促進助成金の対象者は、船員教育機関卒業生以外の者に限ります。

● 助成金の交付のための手続き (1)

- ・助成金関係の書類は、Microsoft Excel(97-2003Book)にて作成されています。
- ・最初に基礎情報入力用のシートに必要事項を入力していただくと関係書類に反映されます。

<入力用シートの記入例>

次の黄色の欄に基礎情報を入力しておくことで各報告書に反映されます。
他のシートは、黄色の欄のみ記入すると完成です。

事業年度	24
------	----

<事業者情報>

ふりがな	こくごこうつうがぶしきがいしや
氏名又は名称	国土交通 株式会社
住所	東京都千代田区霞が関2-1-3
代表者氏名	代表取締役社長 運輸 本郎

<資料作成者情報>

作成者 部署・役職	船員部リーダー
作成者 氏名	海事 次郎
連絡先(電話番号)	03-1234-5678

<認定情報>

認定番号	100
認定年月日	平成23年6月1日

<助成金併給特例対象状況>

管理船舶数	3	隻
雇用船員数	20	人

<助成金の種類>

交付を受けたい助成金の種類に○		事業の種類(略称)
<input type="checkbox"/>	新規船員資格取得促進助成金	新規資格
<input type="checkbox"/>	船員計画雇用促進助成金	試行雇用(通常)
		試行雇用(特定)

6月

中間報告書の作成

<中間報告書の記入例>

(第1号様式)

平成 24 年度 船員計画雇用促進等事業 中間報告書

認定事業者名:	国土交通 株式会社	認定番号:	第 100 号	管理船舶数:	3(隻)
作成者:	部署・役職 船員部リーダー	氏名:	海事 次郎	雇用船員数:	20(人)

氏名	性別	生年月日	最終学歴	卒業年月	訓練等の内容		訓練等の経費(円)
					訓練等の名称	訓練等の期間	
<記載例>							
海運太郎	男	H2516	東京都立〇〇高校	H24.3	新規資格	H24.4.1 ~ H24.7.15	300,000円
海運太郎	男	H2516	東京都立〇〇高校	H24.3	試行雇用(特定)	H24.4.1 ~ H23.9.30	1,500,000円

黄色のセルに、5月末現在の内定者又は試行雇用者で助成金の対象者となる者のみ記載してください。

※ 対象者が多い場合は、欄を追加してください。

※1 5月末現在の内定者及び試行雇用者(前年度に訓練を開始した者であって、今年度に訓練が修了する者を含む。)についてのみ記載。

※2 提出期限は、6月15日とする。

● 助成金の交付のための手続き (2)

次年1月中旬

船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書の作成

- ① 交付申請は、次の2枚の書類を作成します。
- ② 併給の特例を受けようとする場合は、船員法第111条に基づく事業状況報告書の写しを添付してください。
- ③ 「交付申請の別紙」シートの黄色の欄に、助成金の支給を受けたい対象者を全て記載してください。
- ④ 助成金の額欄は、計算式が設定されていますが、次の表を参考に金額を計算して、確認を行ってください。
 ※ 助成金の金額は予算の範囲内において決定されるため、減額される場合がありますので、あらかじめご容赦ください。

事業種別	助成金計算方法
新規資格	内定者又は試用雇用者1人あたり、海技士又は安全関係の資格等に係る講習の経費÷2 (海技士講習：上限15万円、その他安全関係講習：上限5万円)
計画雇用(通常)	対象者(特定以外の者)1人当たり 月額4万円×試用雇用期間(最大6ヶ月) ※ 1月に満たない月の月額は、次の式により計算します。 日数÷30日×4万円(千円未満四捨五入)
計画雇用(特定)	対象者(退職自衛官、女性、船員教育機関卒業者以外の者)1人当たり 月額6万円×試用雇用期間(最大6ヶ月) ※ 1月に満たない月の月額は、次の式により計算します。 日数÷30日×6万円(千円未満四捨五入)

<記入例>

(交付要綱第8号様式)

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 国土交通株式会社
住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3
代表者氏名 代表取締役社長 運輸 太郎 印

平成 23 年度船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 助成金の名称 新規船員資格取得促進助成金
 船員計画雇用促進助成金
 2 助成金の所要経費の額書 別紙
 3 助成金額 金 円也
 4 添付書類
 1) 所要経費を証する書類
 2) その他補助金の交付に關して参考となる書類

(第2号様式)

所要経費に関する調査書

認定事業名称: 国土交通株式会社	認定番号: 第 100 号	管理船舶数: 3隻
作成年: 標準-1級	船員総数: 100名	海軍 次郎
作成年: 標準-1級	船員総数: 100名	海軍 次郎

内定者又は試用雇用者	性別	生年月日	船員類型	職業	講習等の内容		講習等の経費(円)	助成金の額(円)
					講習等の名称	講習等の期間		
海運主部 男	H0514	東京都立〇〇高校	H042	船機設備	H0441	H04715	300,000円	150,000円
海運主部 男	H0514	東京都立〇〇高校	H042	航行雇用(特定)	H0441	H04830	1,500,000円	750,000円
合 計								

※ 助成金の額の計算方法

新規資格 内定者又は試用雇用者(1人あたり)海技士又は安全関係の資格等に係る講習の経費÷2(海技士講習:上限15万円、その他安全関係講習:上限5万円)

航行雇用(通常) 船員計画雇用促進助成金(1人あたり)月額4万円×試用雇用期間(6ヶ月以内)

航行雇用(特定) 船機設備等、女性、船員教育機関卒業者以外の者(1人あたり)月額6万円×試用雇用期間(6ヶ月以内)

※ 申請書は、毎船舶(船)以上又は毎船員(10人以上)以上で提出し、申請書は、6隻(海技士(航海)の資格に係る講習)に限る。航行雇用は、船員計画雇用促進助成金に準じて提出する。

● 助成金の交付のための手続き (3)

交付決定後～4月5日まで

補助事業実績報告書 & 関係書類の作成

◇共通書類

- ① 補助事業実績報告書の提出には、次の共通書類＋各助成金別書類が必要です。
A 補助事業実績報告書 B 所要経費に関する調書 C 補助金請求書
- ② 黄色の欄に必要事項を入力してください。
- ③ Bの書類は、交付申請で作成した書類と同じです。交付申請時から変更がある場合は、修正が必要です。

<記入例>

(交付要領第7号様式) 平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 国土交通 株式会社
住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
代表者氏名 代表取締役社長 運輸 太郎 印

平成 23 年度船員雇用促進対策事業費補助金に係る補助事業実績報告書

平成 23 年度船員雇用促進対策事業費補助金に係る補助事業の実績を補助金等に係る事業の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業に要した経費 金 360,000 円也
別紙

2 完了した補助事業の経費 別紙

3 補助事業終了年月日

4 その他関係書類
(1) 補助事業に要した費用の内訳 別紙
(2) その他の必要な資料

(交付要領第10号様式) 所要経費に関する調書

区分	品名・仕様	数量	単価	金額	備考
内定先又は計画上の事業	船員教育	100名	100,000円	10,000,000円	
内定先又は計画上の事業	船員教育	100名	100,000円	10,000,000円	
内定先又は計画上の事業	船員教育	100名	100,000円	10,000,000円	
計				30,000,000円	

※ 所要経費の算定方法は、国土交通省のホームページに掲載されています。

(交付要領第10号様式) 平成 年 月 日

支 出 官
国土交通省大臣官務課会計課長 殿

補助事業者氏名又は名称 国土交通 株式会社
住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
代表者氏名 運輸 太郎 印

船員雇用促進対策事業費補助金請求書

平成 23 年度船員雇用促進対策事業費補助金(交付決定通知書第 号)に対する補助金を請求します。

記

1 申請金額 金 円也

2 振込先

フリガナ	
住所(口座住所)	
フリガナ	
氏名(口座名義)	
振込先金融機関及び支店名	銀行 支店
預金種別	普通預金
口座番号	

(注) 1. 記入する内容については、通帳の記載のうえ、通帳の記載のとおり確実に記載すること。
2. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例: ○〇信用金庫(同種命))を記入すること。
3. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○を付けること。

◇助成金別書類

<新規船員資格取得促進助成金の場合>

共通書類に次の書類を追加してください。

- ① 新規船員資格取得促進助成金支給調書
- ② 講習等の受講又は修了したことを証する書類
- ③ 講習等の経費の内容及び当該経費を申請者が負担したことを証する書類
(経費の証明書は、当該経費に係る消費税額の記載があるもの)
- ④ 対象者に係る船員手帳の写し又は雇用(内定)証明書

※ 補助対象経費について、消費税等の確定申告後に消費税等仕入控除額が確定した場合には、補助金の一部を返納いただく場合があります。

<船員計画雇用促進助成金の場合>

共通書類に次の書類を追加してください。

- ① 船員計画雇用促進助成金支給調書
- ② 試行雇用期間に係る給与の支払いを証する書類(給与支払い簿の写し等)
- ③ 対象者に係る船員手帳の写し
- ④ 対象者が退職自衛官の場合にあっては、自衛隊の退職を証する書類の写し

● 相談・認定申請等の窓口

国土交通省の窓口	住所等
北海道運輸局 海事振興部船員労政課	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 Tel 011-290-1014 Fax 010-290-1014 E-mail hok-kaijishinkou@hkt.mlit.go.jp
東北運輸局 海事振興部船員労政課	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 Tel 022-791-7525 Fax 022-299-8875 E-mail tohokukaishin-rousei@tht.mlit.go.jp
関東運輸局 海事振興部船員労政課	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 Tel 045-211-7231 Fax 045-201-8788 E-mail ktt-kairou-dm@ktt.mlit.go.jp
北陸信越運輸局 海事部船員労政課	〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館(5階) Tel 025-285-9157 Fax 025-285-9176 E-mail hrt-niig006d@hrt.mlit.go.jp
中部運輸局 海事振興部船員労政課	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 Tel 052-952-8028 Fax 052-952-8084 E-mail cn-kaishin2@cbt.mlit.go.jp
近畿運輸局 海事振興部船員労政課	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 Tel 06-6949-6435 Fax 06-6949-6457 E-mail kinkisenin-r5758@kkt.mlit.go.jp
神戸運輸監理部 海事振興部船員労政課	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 Tel 078-321-3149 Fax 078-392-0912 E-mail kaijishinkoubu-s5856@kbn.mlit.go.jp
中国運輸局 海事振興部船員労政課	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6-30 Tel 082-228-3679 Fax 082-228-7309 E-mail chugoku-kaiji@cgt.mlit.go.jp
四国運輸局 海事振興部船員労政課	〒760-0064 香川県高松市朝日新町1-30 Tel 087-825-1186 Fax 087-821-6319 E-mail sa-rousei@skt.mlit.go.jp
九州運輸局 海事振興部船員労政課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel 092-472-3159 Fax 092-472-3301 E-mail kyushu-mkaizishinkou@qst.mlit.go.jp
沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 Tel 098-866-1838 Fax 098-860-2236 E-mail senpakusenin@ogb.cao.go.jp

本手引きは、あくまでもイメージを掴んでいただくためのものです。
申請にあたっては、最寄りの地方運輸局等へお気軽にご相談ください。